みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第568号)

2021年9月1日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~政策関連~

海南、加工貿易に暫行弁法 高付加価値貨物につき関税免除 詳細公布で洋浦港にて試行開始

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

7月8日、中国税関総署は『洋浦保税港区で加工し価値が増加した貨物の国内販売に係る税収暫行弁法』 (海关对洋浦保税港区加工增值货物内销税收征管暂行办法)(署税函[2021]131号、以下『弁法』) を公布し、 一定条件を満たす企業を対象に、中国国内販売のために保税輸入部材を含み製造・加工された貨物で、<u>加工</u> 付加価値が30%以上の場合、保税輸入部材の関税を免除することに関する明確な措置を打ち出しました。

関連関税免除措置については、2020 年 6 月公布の『海南自由貿易港建設総体方案』『に既に盛り込まれて いましたが、今回の『弁法』は措置の詳細を公布するとともに、海南省洋浦保税港区において先行的に試行実 施するものとなります。なお、2025 年全島税関閉鎖運用のタイミングである 2024 年 12 月 31 日に廃止するとし ています。

□ 対象企業の資格要件

対象企業の資格要件は下記の4つがあり、4つの条件を全て満たす必要があります。

【図表 1】対象企業の資格要件

- 1. 洋浦保税港区で登記
- 2. 洋浦経済開発区管理委員会に届け出(备案)済み
- 3. 独立法人資格を持つ
- 4. 『海南自由貿易港奨励類産業リスト』3に記載されている産業を主業務とする企業で、売り上げが 総収入の60%以上

(『弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向 に関するレポートや、銀行からの **元** ご案内を発信しています。

¹ 中国語原文は下記リンクご参照(クリックで開かない場合は下記リンクをアドレス欄にお貼り付けください): http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/3758386/index.html

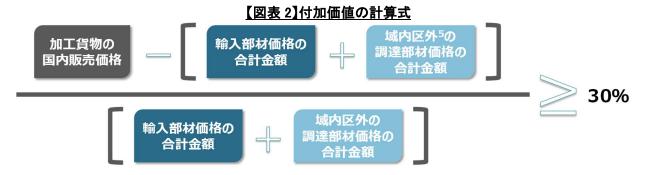
^{2 『}海南自由貿易港建設総体方案』の詳細については「みずほ中国ビジネス・エクスプレス(第509号)」及び「(第550号)」ご参照: 「(第 509 号)」https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf 「(第 550 号)」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0602-XF-0105.pdf

³ 本稿執筆時点の『海南自由貿易港奨励類産業リスト』最新版は下記リンクご参照: https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202101/P020210129672171861482.pdf

□ 関税免除対象貨物の条件

前項の資格要件を満たした企業において製造・加工された貨物で、以下の3つの状況のいずれかに当ては まる場合は関税の免税対象となります。ただし、いずれにしても、**輸入に係る増値税、消費税は通常通り徴収**されます。

- 1. そもそも**輸入部材が使われていない**場合4
- 2. 下記計算式で計算し、付加価値 30%以上の貨物の場合



なお、上記計算式で付加価値30%未満の場合でも、総合保税区の国内販売選択的関税徴収(选择性征收 关税)政策に基づき、輸入部材または完成品状態での関税徴収を申請できる

(注)価格の中身

【加工貨物の国内販売価格】国内販売時の成約価格に基づく

【輸入部材価格】 輸入時の成約価格に基づく。国内荷卸し先までの輸送及び関連諸費、保険料を含む

【域内区内の調達部材価格】調達時の成約価格に基づく。洋浦保税港区までの輸送及び関連諸費、保険料を含む

(『弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

3. 同区内の加工貿易企業間で「深加工結転」⁶を行い、**累計付加価値30%以上**の貨物の場合でも、関税 免除対象に

□ 関税免除の例外ケース

ただし、下記が当てはまる場合は付加価値に関係なく、輸入に係る関税の免除は不可とされます。

【図表 3】関税免除の例外ケース

- ✓ 輸入部材が関税割当管理の対象品目となっている場合
- ✓ 混合、再包装、分割、同梱、切削、簡単な研磨やカットなど、1種類または複数の簡単な加工 または処理だけを施したもの
- ✓ その他規定により、輸入関税の徴収が必要なもの

(『弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

⁴ 輸入部材が使われていない場合でも輸入に係る増値税、消費税は通常徴収される。

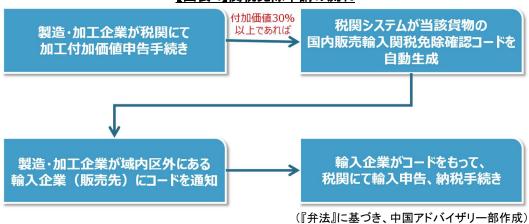
^{5 「}域内区外」には、洋浦保税港区以外の海南島全域も含まれる。

⁶ 「深加工結転」とは保税区内の加工貿易企業間において、転出企業で1次加工されたものを転入企業へ転売し、2次加工した後に再輸出することを指す。

□ 関税免除申請の流れ

製造・加工企業から輸入企業(販売先)に対象貨物を販売する際の関税免除申請の流れは次の図表の通りとなっています。

【図表 4】関税免除申請の流れ



□ 税効果(試算例)

資格要件を満たした企業の税効果について、以下の試算例をご参照ください。輸入増値税には関税も内包されるため、実際に免除される関税額を上回る減税効果をもたらす試算となります。

(実際の税効果については会計税務の専門家にご確認ください)

【図表 5】税効果(試算例)

A社は洋浦保税港区で、難燃、耐腐食、耐衝撃の新材料の製造を行っているとする。 1トンの新材料を製造するのに、域外からの輸入部材を0.7トン、域内区外からの調達部材を0.3トン必要とする。 【材料コスト】域外からの輸入部材単価:2.9万元/トン(関税率6.5%、輸入に係る消費税0%、増値税13%) 域内区外からの調達部材単価:1.2万元/トン 【販売収益】新材料の販売単価:4万元/トン 1. 付加価値 加工貨物の国内販売価格ー(輸入部材価格の合計金額+域内区外の調達部材の合計金額) $- \times 100$ 輸入部材価格の合計金額+域内区外の調達部材の合計金額 $=\frac{4-(2.9\times0.7+1.2\times0.3)}{2.0\times0.7+1.2\times0.3}\times100=\frac{67.4\%\geq30\%}{1.0\times0.7+1.2\times0.3}$ $2.9 \times 0.7 + 1.2 \times 0.3$ 2. 税効果 【関税免除前】 = 輸入部材価格の合計金額×関税率+輸入増値税+輸入消費税 $=2.9\times6.5\%+(2.9+2.9\times6.5\%)\times13\%=0.59$ (約5,900元/トン) 【関税免除後】 =輸入増値税+輸入消費税 = 2.9×13% = 0.377 (3,770元/トン) ※結論:本件前と比べ、A社が同品目の製造に当たり、約2,130元/トンの減税効果が生まれる。

(『弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

□ 洋浦保税港区について

洋浦保税港区は海南省洋浦経済開発区内に位置しており、占有面積は約9.2km。中国上海洋山保税港区、天津東疆保税港区、大連大窑湾保税港区に続き4番目に設立された保税港区となっています。

2025年に海南自由貿易港の全島税関閉鎖運用時に施行予定の諸政策の先行試行地区に選ばれています。すでに貿易の利便化措置等が先行導入されています。

(中国地図は中国地図出版社の地図を使用)

ロ まとめ

本弁法では、『海南自由貿易港建設総体方案』の重要措置の一つである「付加価値 30%以上の貨物につき輸入関税免除」に関し、関税免除の資格要件、対象等をより明文化・明瞭化されました。加えて「深加工結転」のケースや付加価値 30%未満の場合の輸入関税減免等、今回の『弁法』で新規追加された「独創的」な内容もあり、加工貿易を行う企業にとって効果的な活用が可能となっています。

また、洋浦保税港区で製造したものに関し域外からの輸入部材を使っていなくても、区外域内へ販売する際、輸入に係る増値税と消費税は通常徴収される点が明確にされました。

本件は同区や将来的には海南自由貿易港においてハイテク等高付加価値企業の負担減に繋がり、同産業の発展を促す効果があるとみていますが、一方で以前拙稿にて分析した通り、海南は人材不足、産業基盤脆弱等の課題も抱えているため、今後の企業動向や政策動向には引き続き注目が必要です。

なお、今回の『弁法』は 2024 年 12 月 31 日までの「暫行弁法」にとどまっており、執行状況等を踏まえ、2025 年全島税関閉鎖運用後の海南自由貿易港全域に展開する際に内容が調整され適用される可能性があります ので注意が必要と思われます。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。 【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

【照会先】

Tel

担当者 : 中国アドバイザリー部 郭嘉賓

: 021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail : Jiabin. Guo@mizuho-cb. com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。